

毎週日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和十五年第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇規則 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則

## 規則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則をここに公布する。

昭和三十七年十二月二十七日

鳥取県知事 石破 二郎

鳥取県規則第六十九号

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、看護職員養成施設に在学する者で、将来県内において看護職員としてその業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金を貸付けることにより、県内の看護職員の充実に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 看護職員 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号以下「法」という。)第二条に規定する保健婦、法第三条に規定する助産婦、法第五条に規定する看護婦又は法第六条に規定する准看護婦をいう。

二 看護職員養成施設 次に掲げる学校又は養成所をいう。

イ 法第十九条第一号に規定する文部大臣が指定した学校又は同条第二号に規定する厚生大臣が指定した保健婦養成所

ロ 法第二十条第一号に規定する文部大臣が指定した学校又は同条第二号に規定する厚生大臣が指定した助産婦養成所

ハ 法第二十一条第一号に規定する文部大臣が指定した学校又は同条第二号に規定する厚生大臣が指定した看護婦養成所

ニ 法第二十二号第一号に規定する文部大臣が指定した学校又は同条第二号に規定する都道府県知事が指定した看護婦養成所

(修学資金借受者の資格)

第三条 この規則に定めるところにより、修学上必要な資金(以下「修学資金」という。)の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をそなえていなければならない。

- 一 看護職員養成施設に在学している者であること。
- 二 将来県内において看護職員としてその業務に従事しようとする者であること。
- 三 学業成績優秀で心身ともに健全な者であること。

(修学資金の額、支給期間及び利子)

第四条 修学資金の月額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 第二条第二号イからハまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者 三千円
- 二 第二条第二号ニに掲げる看護職員養成施設に在学する者 千五百円

2 修学資金を支給する期間は、第七条に規定する貸付決定の日の属する月から看護職員養成施設を卒業する日の属する月までとする。

3 修学資金は、毎月一月分づつ支給する。ただし、知事が必要と認めるときは二月分以上を支給することができる。

4 修学資金の貸付けについては、無利子とする。

(連帯保証人)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、二人以上の連帯保証人をたてなければならない。

2 連帯保証人は、県内に居住し、修学資金を受けようとする者が未成年者である場合には、そのうち一人は親権者又は後見人でなければならない。

とする者が未成年者である場合には、そのうち一人は親権者又は後見人でなければならない。

(貸付申請)

第六条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書(様式第一号)に次の各号に掲げる書類を添えて、在学する看護職員養成施設の長を経て知事に提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 戸籍抄本
- 三 誓約書(様式第二号)
- 四 健康診断書
- 五 在学する看護職員養成施設の長の修学生推薦調書(様式第三号)

(貸付けの決定及び通知)

第七条 知事は、前条の修学資金貸付申請書の提出があった場合においてその内容を審査し、修学資金を貸し付けるべきものと認めるときは、貸付けの決定を行ない、申請者、連帯保証人及び看護職員養成施設の長に

対し、その旨を通知するものとする。

(修学資金の受領書)

第八条 前条の規定による通知を受けた者(以下「修学生」という。)は、修学資金の支給を受けたときは、直ちに受領書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

(貸付けの打ち切り及び休止)

第九条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、打ち切る日の属する月の翌月以降の月分としてすでに貸付けた修学資金があるときは、直ちに返還するものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
- 三 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 四 死亡したとき。
- 五 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込み

がなくなったと認められたとき。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを休止するものとする。この場合において、休学又は停学期間の月（休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月を除く。）の分としてすでに貸付けた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として充当するものとする。

3 知事は、第一項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は第二項の規定により貸付けを休止したときは、修学生、連帯保証人及び看護職員養成施設の長に対し、その旨を通知するものとする。

(修学資金借用証書及び修学資金返還明細書)

第十条 修学生が、次の各号の一に該当するときは、修学生（修学生が死亡したときは連帯保証人）は該当することとなった日の翌日から二週間以内に修学資金借

用証書（様式第五号）及び修学資金返還明細書（様式第六号）を知事に提出しなければならない。

一 第四条第二項の規定による修学資金の支給の期間が終了したとき。

二 第九条第一項の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたとき。

(貸付金の返還)

第十一条 修学生は、貸付けが終了した月から一年を経過した月から又は第九条第一項の規定により修学資金の貸付けの打ち切りを受けた日の属する月の翌月から起算して修学資金の支給を受けた月数に相当する期間内（第十三条の規定により猶予された期間がある場合には、その猶予期間を加算した期間内）に一月につき一回の割合で均等額による割賦償還の方法により、貸付金を返還しなければならない。

2 前項の規定は、返還期日前に貸付金を返還することを妨げない。

(返還の債務の免除)

第十二条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。

一 看護職員養成施設を卒業した日から一年以上（第十三条第一号又は第三号の規定に該当することにより返還が猶予されている場合はその猶予の期間が終了した日）に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る看護職員となり、引き続き三年間県内において当該職員としての業務に従事したとき。

二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務に従事することができなくなったとき。

2 前項第一号に規定する期間の計算については、看護業務従事期間中に第十三条第一号及び第三号に掲げる理由により、看護業務に従事することができなかった期間がある場合において当該期間終了後再び看護業務に従事した場合は、後の看護業務従事期間は、前の看護業務従事期間に引き続いたものとみなす。

3 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、

貸付金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

一 県内において引き続き一年以上看護業務に従事したとき。

二 死亡し、又は不具廃疾により、看護業務に従事することができなくなったとき。

4 前項に規定する返還を免除する額については、知事が別に定める。

(返還の債務の履行猶予)

第十三条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

一 看護職員養成施設において在学しているとき。

二 看護職員養成施設を卒業した日から一年以上（前号又は次号の規定に該当することにより返還が猶予されている場合はその猶予の期間が終了した日）に当該看護職員となり、県内において当該職員としての業務に従事しているとき。

三 災害、疾病及びその他止むを得ない理由により、修学資金の返還が困難となったとき。

四 その他特に理由があると知事が認めるとき。

(返還の免除及び猶予の申請並びに決定通知)

第十四条 第十二条に規定する返還の債務の免除又は前条に規定する返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、直ちに修学資金返還免除申請書(様式第七号)又は修学資金返還猶予申請書(様式第八号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合において、その内容を審査し、返還の債務の免除又は履行の猶予を決定したときは、申請者、連帯保証人及び看護職員養成施設の長に対してその旨を通知するものとする。

(延滞金)

第十五条 修学生は、正当な理由がなく、毎月貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、その延滞金額百円につき一日三銭の割合で計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

滞金額百円につき一日三銭の割合で計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

(学業成績書等の提出)

第十六条 修学生は、毎年学業成績書及び健康診断書その年の三月三十一日までに知事に提出しなければならない。

(届出)

第十七条 修学生は、次の各号の一に該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき 氏名(住所)変更届 (様式第九号)

二 修学資金の貸付けを辞退したとき 修学資金辞退届 (様式第十号)

三 休学し又は停学の処分を受けたとき 休学又は停学届 (様式第十一号)

四 復学したとき 復学届 (様式第十二号)

五 転学又は退学したとき 転学又は退学届 (様式第十三号)

六 卒業したとき 卒業届(様式第十四号)

七 県内において看護業務に従事したとき 就業届(様式第十五号)

八 就業場所を移転したとき 就業場所移転届(様式第十六号)

九 看護業務を廃止したとき 業務廃止届(様式第十七号)

十 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき 連帯保証人氏名(住所)変更届(様式第十八号)

2 連帯保証人は、修学生が死亡したときは死亡届(様式第十九号)を知事に提出しなければならない。

3 修学生は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産宣告等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人をたて、連帯保証人変更届(様式第二十号)を知事に提出しなければならない。

(補則)

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

2 昭和三十七年度において、貸付決定される修学資金の支給期間の始期については、第四条第二項の規定にかかわらず知事が定める月とする。

様式第一号の裏

家庭状況

世帯主氏名		住所			
職業		勤務先			
家計の主な収入源					
住居の状況		自家 借家 間借			
資産状況	田				
	畑				
	果樹園芸地				
	山林牧草地				
その他					
前年度同一家計内の総所得額					
生活保護法適用の有無	有無	扶助の種類	扶助の額		
受給の有無	有無	円	円		
受給の名称 母学補給資金借付金 他県の修学資金等 その他					
家族及び所得					
氏名	本人との続柄	職業	年齢	住所	前年度の収入額
備考					

所得のある者については、前年度の所得証明書を添えること。

様式第一号

修学資金貸付申請書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

本人本籍  
申請者 現住所  
氏名

修学資金の貸付けを受けたいので、連帯保証人となる者と連帯し、関係書類を添えて申請します。

一 貸付希望月額 円

二 貸付希望期間 昭和 年 月分から  
昭和 年 月分まで

三 在学養成施設名

四 学 年

右の申請に同意し、申請者が修学資金の貸付けを受けたときは保証人となり連帯して債務を負担します。

親権者又は養育人  
(連帯保証人)

本 籍  
住 所  
氏 名  
年 月 日生

連帯保証人

本人との関係  
本 籍  
住 所  
氏 名  
年 月 日生

本人との関係  
職 業  
年 月 日生

様式第3号

修学生推薦調書

※整理番号	推薦順位	人 中 位	※決定番号
ふりがな 氏 名	住 所		
養成施設名	養成施設所在地		
入学試験 の総合点	満 点	在学中の成績評点	
	入学者最高得点	人 中 位	
	入学者最低得点	在 学 中 の 成 績	一般教養
	平 均 点		専門教養
	本 人 得 点		看護学
本人入学席次	衛生学		

成績概評

行動の記録	自主性	正義感	責任感
	忍耐力	礼儀	公共心
	健康安全の習慣	協調性	指導性

人物概評

特 技

その他推薦の参考事項

上記の者は人物学業成績共に優秀、身体強健であり貴県の修学生として  
適当な者と認め推薦します。

昭和 年 月 日

養成施設の長

鳥取県知事 殿

※印は記入しないこと。

様式第一号

昭和

年

月

日

誓

約

書

鳥取県知事

殿

氏 現 本  
名 住 籍  
所 地

昭和

年

月

日生

修学生として採用されたい場合は、学業に励み、卒業後一年以内に免許を取得し、県内で看護職員として  
その業務に従事することを誓います。

様式第6号

修学資金返還明細書

決定番号	返還総額				
ふりがな氏名	年月日生	養成施設名			
借受終了期日	借受終了理由 卒業・辞退・打ち切り・死亡・その他				
第1回返還期日	第1回返還額				
毎月の返還期日	毎月の返還額				
最終回返還日	最終の返還額				
返還期間					
借受金額内訳	借受期間	借受月数	借受金額	借受月数	借受金額
	昭和 年 月 から			昭和 年 月 から	
	昭和 年 月 まで			昭和 年 月 まで	
	昭和 年 月 から			合計	
	昭和 年 月 まで			月	円
本人	本籍	戸籍筆頭者	生年月日	職業	
	卒業後の連絡先				
連帯保証人	就職内定先又は進学先の名称及び所在地				
	氏名	住所	生年月日	本人との続柄	職業
連帯保証人	氏名	住所	生年月日	本人との続柄	職業

借受けた修学資金を上記のとおり返還します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿 修学生氏名

親権者又は後見人氏名

(連帯保証人) 連帯保証人氏名

様式第四号

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

修学資金貸付 決定番号 第 号

氏名

受領書

金 円

ただし、昭和 年 月分貸付金として右領収いたしました。

様式第五号

入紙 修学資金借用証書

収入 借用金額 円也

私達は 鳥取県修学生として修学資金の貸付けを受けました。ついては、保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の規定及び返還明細書に従い滞りなく返還します。

修学生住所 氏名

連帯保証人本籍 住所 氏名

連帯保証人本籍 住所 氏名

鳥取県知事 殿

昭和 年 月 日

様式第七号

修学資金返還免除申請書

昭和 年 月 日  
鳥取県知事 殿

修学生住所 氏名

連帯保証人住所 氏名

連帯保証人住所 氏名

連帯保証人住所 氏名

次のとおり、修学資金の返還を免除下さるようお願いいたします。

一 決定番号 第 号

二 借受期間 昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで

三 借受総額 円

四 返還済額 円

五 希望の返還免除額 円

六 理由 由

様式第八号

修学資金返還猶予申請書

昭和 年 月 日  
鳥取県知事 殿

修学生住所 氏名

連帯保証人住所 氏名

連帯保証人住所 氏名

連帯保証人住所 氏名

次のとおり、修学資金の返還を猶予下さるようお願いいたします。

一 決定番号 第 号

二 返還期間 昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで

三 返還済期間 昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで

四 返還済額 円

五 希望の返還猶予期間 昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで

六 返還猶予額 円

七 理由 由

様式第九号

氏名(住所)変更届

昭和 年 月 日  
鳥取県知事 殿

修学生住所 氏名

連帯保証人住所 氏名

連帯保証人住所 氏名

連帯保証人住所 氏名

次のとおり住所(氏名)を変更いたしましたのでお届けします。

一 決定番号 第 号

二 変更事項

旧氏名(住所)

新氏名(住所)

様式第十号

修学資金辞退届

昭和 年 月 日  
鳥取県知事 殿

修学生住所 氏名

連帯保証人住所 氏名

連帯保証人住所 氏名

連帯保証人住所 氏名

左記理由により、修学資金の貸付けを辞退します。

なお、現在まで貸付けを受けた修学資金の借受済期間及び借受済総額は次のとおりです。

一 決定番号

二 在学養成施設名

三 借受済期間 昭和 年 月 分から 昭和 年 月 まで

四 借受済総額 円

五 辞退理由 由



様式第十一号

休学及び停学届

昭和 年 月 日

鳥取県知事

修学生 住所

氏名

殿

左記のとおり休学、停学しました。

一 決定番号 第 号

二 在学養成施設名

三 学 年

四 休学期間

五 理由  
昭和 年 月 日から  
昭和 年 月 日まで

様式第十二号

復学届

昭和 年 月 日

修学生の住所

氏名

次のとおり復学しました。

一 決定番号 第 号

二 在学養成施設名

三 学 年 第 学年

四 復学期日 昭和 年 月 日

五 休学開始期日 昭和 年 月 日

注 看護職員養成施設の長の復学証明書を添えること。

様式第十三号

転学及び退学届

昭和 年 月 日

鳥取県知事

修学生 住所

氏名

殿

左記のとおり 転学 退学 しました。

なお修学資金は昭和 年 月分から昭和 年 月分

まで貸付けを受けております。

一 決定番号 第 号

二 転学時の養成施設名

三 転学時の学年

四 転学期日

五 転学先施設の名称所在地

六 転入学期日及び学年

七 理由

様式第十四号

卒業届

昭和 年 月 日

鳥取県知事

修学生 住所

氏名

殿

左記のとおり卒業しましたのでお届けします。

一 決定番号

二 養成施設名

三 卒業年月日

右のとおり相違ありません。

養成施設の長

様式第十五号

就業届

昭和 年 月 日

鳥取県知事

修学生 住所

氏名

昭和 年 月 日 から看護職員として就業いたしましたので、左記のとおりお届けします。

一 就業の場所

二 職 種

右のとおり相違ないことを証明します。

昭和 年 月 日

就業施設名  
雇入主氏名

様式第十六号

就業場所移転届

昭和 年 月 日

鳥取県知事

修学生 住所

氏名

左記のとおり、就業場所を移転しましたのでお届けします。

一 決定番号 第 号

二 変更期日 昭和 年 月 日

三 就業の場所 新 旧

右のとおり相違ないことを証明します。

昭和 年 月 日

新就業施設名  
雇入主氏名

様式第十七号

業務廃止書

昭和 年 月 日

鳥取県知事

修学生 住所

氏名

昭和 年 月 日 付けで看護職員としての業務を廃止したのでお届けします。

一 就業の場所

二 職 種

右のとおり相違ないことを証明します。

昭和 年 月 日

就業施設名  
雇入主氏名

様式第十八号

連帯保証人氏名(住所)変更届

昭和 年 月 日

鳥取県知事

修学資金貸付  
決定番号 第 号

修学生氏名

次のとおり連帯保証人が、住所(氏名)を変更しましたのでお届けします。

一 決定番号 第 号

二 変更事項

旧氏名(住所)

新氏名(住所)

様式第十九号

死亡届

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

連帯保証人 住所 氏名

氏名

左記の連帯保証人が死亡しましたので、戸籍抄本を添えてお届けします。

一 氏名

二 決定番号 第 号

三 養成施設名

四 就業の場所

五 死亡期日

六 死亡原因

様式第二十号

保証人変更届

昭和 年 月 日

鳥取県知事

修学生 住所 氏名

氏名

左記のとおり連帯保証人を変更しましたので、関係書類を添えてお届けします。

一 旧保証人 住所 氏名

二 新保証人 住所 氏名

三 新保証人と本人との続柄

四 変更年月日

五 変更の理由

修学資金返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 氏名

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行 田火金

発行 鳥取県鳥取市東町 印刷 鳥取県鳥取市東町